

(5) [令和3年(2021年)3月11日 予算審査特別委員会]

質問項目

(1) 医療的ケア児等の就学相談について

(2) 業務委託と入札の課題について

(3) グリーンボンドについて

(4) 鷺沼駅周辺再編整備について

(1) 医療的ケア児等の就学相談について

◆織田勝久 委員 私は、医療的ケア児等の就学相談について、業務委託と入札の課題について、グリーンボンドの発行について、鷺沼駅前地区再開発事業について、それぞれ一問一答方式で質問してまいります。

まず最初に、13款5項2目特別支援教育諸費、医療的ケア児等の就学相談についてお伺いをいたします。就学時の対応についてでありますけれども、代表質疑において高度な医療的ケア実施に関する指針の改定を進めているとのことでありました。特別支援学校だけでなく地域の通常の学級を含め、障害児の受入れの条件に関するハードルをいたずらに高くするだけでは、現状の保護者の要望に応えることはできないわけであります。極力受入れに向けて保護者に寄り添いながら、学校及び教育委員会が工夫を凝らすことのできる制度設計の改善が必須と考えます。これにつきまして、まず保護者の意向を十分にしんじやくしながら寄り添う、教育委員会と学校側の余裕と体制が必要であります。保護者の意向に対して、基本的には保護者の要望をかなえる方向性で、3者間で十分にそれぞれの要望や意見をすり合わせる時間の余裕と姿勢が、これまで以上に求められるわけであります。この方向性について基本的な考え方を

確認しておきます。

◎小田嶋満 教育長 医療的ケア児の就学相談についての御質問でございますが、これまでも教育委員会の相談担当者が保護者の思いを受け止め、本人の教育的ニーズを保護者と共有するとともに、学校で受けられる支援等について保護者、学校及び教育委員会の3者で確認し、意見等をすり合わせるよう努めてまいりました。しかしながら、より丁寧な相談が必要なケースの増加が見られておりますことから、これまで以上に3者が十分に意見等をすり合わせるよう努めることが重要であると考えており、これまで6月からとしておりました就学相談の開始時期を1か月程度早めることを検討しているところでございます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 現実に児童を受け入れるのは現場の先生方なわけでありまして。今申し上げた課題について教育委員会事務局だけでなく、学校長の十分な理解が必要であると考えます。学校長にこれまで以上に理解を得る取組について伺います。

◎小田嶋満 教育長 学校の理解促進についての御質問でございますが、本市では、できる限り障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ、インクルーシブ教育システムの構築を推進しております。そのため全ての学校において特別支援教育の充実を図ることが重要であり、一人一人の教育的ニーズの把握と適切な指導支援を行えるよう、各学校の体制整備に向けた取組に努めているところでございます。障害のある子どもの就学に際しては、就学前から校長が保護者と面談をするなどして保護者の思いをしっかりと受け止めるとともに、障害の状況や支援の在り方について理解を深め、教職員の協力体制を構築す

ることが重要であると認識しております。今後、障害のある子どもが地域社会の一員として心豊かに生きていくことができるよう、特別支援学校から小学校等への居住地校交流の取組を進めるとともに、その事例や、重度重複障害のある児童を受け入れている学校の事例を基に、校長研修等で様々な障害や支援の在り方について取り上げるなど、インクルーシブ教育システムへの理解がさらに深まるよう努めてまいります。以上でございます。

◆織田勝久 委員 高度な医療的ケア児を含めて、医療的ケア児の就学希望者は今後ますます増えていくことが予想されます。窓口となる特別支援教育センターの地域担当の指導主事が4名で、毎年およそ600のケースを担当しているとも仄聞するところです。まず、今審議中の予算案では、非常勤の就学相談専門員が1人増員されるとも仄聞しますが、常勤の人員の複数増員を検討できないのか伺います。次に、初めから特別支援学校や支援級への就学を希望せず、地域の通常の学級への就学を希望する保護者の対応窓口を、現在の就学相談の窓口と別に設けることなどは検討できないのか伺います。

◎小田嶋満 教育長 就学相談の体制についての御質問でございますが、就学相談の件数が増加する中で、多様な教育的ニーズや保護者の思いに十分寄り添うために、時間をかけて相談を進める必要があるケースもあり、より丁寧に相談を行える体制の整備は大切であると考えております。これまでの相談体制は、指導主事4名を中心に心理職12名と特別支援教育就学相談専門員2名で編成していましたが、就学相談専門員の増員配置に係る予算の確保に向けて今議会でお諮りしているところでございまして、今後につきましても、ニーズの増大等を見据えながら、さらなる体制強化の必要性について、引き続き関係局と協議検討してまいります。また、相談窓口につきましては、以前は全てのケースの窓口を特別

支援教育センターが担っておりましたが、令和元年度から、保護者が通常の学級への就学を検討している場合は小学校が相談の窓口を担い、障害の程度を踏まえ、必要に応じて特別支援教育センターと連携して相談を進める体制に変更しております。今後も引き続き、現在の相談窓口を基本として、より丁寧な相談を進められるよう努めてまいります。以上でございます。

◆織田勝久 委員 ただいま御答弁いただきましたけれども、繰り返して申し上げますけれども、就学に向けて、何よりも親の思いに寄り添う対応と取組の姿勢というものがやっぱり必要だ、取組の強化というものが必要だと考えるわけであります。まず、特別支援教育センターの体制の見直しと強化、これはもう本当に必須だろうと思います。現在は担当指導主事が1人で年間150件以上も担当している現状です。非常勤でない常勤の複数増員の検討を強く求めておきます。それから、就学相談の窓口ですが、通常の学級への就学を希望する方が本当に増えている傾向であります。今の10月スタートでは遅過ぎます。初めから通常の学級への就学を希望する児童を受け入れるためには、児童の状況の把握や、学校側の受入れ体制の整備に時間と手間がかかるものです。世田谷区の教育委員会に視察の折、保護者の希望が通常の学級への就学であれば、極力意に沿う方向で学校と教育委員会と保護者と3者で話し合うが、学校に全てお任せとはしない、例えば、看護師の配置については、配置が可能な時期になるまで保護者の同伴を求めるなど、保護者への協力も含め、受け入れるための条件整備に努める、保護者との信頼関係も大切にしながら、それぞれの立場というものをしっかりと話し合っていく、できることをそれぞれ協力し合う体制の議論をするということでありました。くれぐれもタイムアップになって、保護者が不本意ながら仕方なく同意せざるを得ないことがないように、例えば児童が年中児からの相談開始があってもいいと思います。とりあえず6月からの就学相談開始ということありますから、経緯を見てまいりたいと思います。

(2) 業務委託と入札の課題について

次に参ります。業務委託と入札の課題について伺ってまいりたいと思います。これまで業務委託と入札の課題について継続して取り上げてきました。入札を行う上での仕様書の在り方、業務委託の履行についての確認、特に適切に完了検査が行われているのかなど、具体例を示しながら改善を求めてまいりました。今回は13款 8項 2目、義務教育施設整備事業費のうち、市立学校空調設備整備推進事業費のフィルター清掃等業務委託について伺いたいと思います。

複数の清掃業者からの情報を得まして、どうもエアコンや全熱交換器のフィルターの清掃が十分に行われていないのではないかと情報が寄せられましたので、3月3日に清掃専門業者同伴で市内4校を視察してまいりました。ディスプレイをお願いします。これは、ある中学校の全熱交換器、これは職員室であります。天井の裏に設置されているパターンなのでありますが、この天井を開けた時点で粉じんが舞うという状況でありました。これがそのフィルターです。これは真っ黒ですね。これは同じく違う形の同じフィルターであります。フィルターがもう固まっちゃっている状態ですね。これが1年以内に清掃した現状だなんていうのは、とてもあり得ないわけですよ。これは全熱交換器、ロスナイの中のフィルターを取り出して外したわけですが、この職員室の近辺は、ごみだらけで大変な状況でありました。校長先生も苦笑いして見ておられましたけれども。それ以外に、これも、ある学校のフィルターも全然掃除していない。それから、これはフィルターを外しただけで、ほこりがこうやって床に落ちてくる状態。それから、これは、外してもらった作業員が、ちょっと触れただけで手袋が真っ白になる状態。それから、これは何かというと、上のほうに穴が見えるかと思いますが、ある学校の教室のロスナイ——全熱交換器なんです。カバーの留め金が外れているんですね。簡単に言うと、いつ子どもの上に落ちこちてくるか分からない状態です。それから、養生テープが見えますが、臨時的な

補修がされているのか、されていないのか。こういうのも清掃の事業者がしっかり学校に報告をしなければならぬ中身であります。それから、このフィルター、これは洗っちゃいけないフィルターなんです、水洗いをしたために縮れてしまって、フィルター之役になっていないという代物であります。それから、これは蓋を開けたところではありますが、当然、開けた中の清掃もしなければいけないんですが、全然掃除がされていない。それから、これは噴き出し口にも既にほこりがたまっちゃっている状態です。これも、フィルターが本当に汚いですね。とても掃除した形跡は見えない。これは外側の、空気を取り入れる側のフィルターですがごみがついていますよ。それから、これを外したところ、フィルターがもう凝り固まっちゃっている状態です。こうなると、はたいてきれいになる状態ではないんだそうです。これは、何で2つ並んで――ある中学校の全熱交換器なんです、左はきれいで右が汚いんですね。どうしてか。完了報告書等に載せる写真を左側で撮って、右はそのままではないかということが類推されるわけですね。ディスプレイは結構です。

視察しましたところ、フィルターどころか清掃した様子がないと。フィルターのみ形ばかりの清掃を行って、本体表面、機器内部、機械内部の清掃など全く行われていない。特に、全熱交換器の2枚あるフィルターのうち取り外しに手間のかかる1枚は清掃していない。完了報告書に写真を添付したと思われる機器のみ、本体の表面を清掃したと思われる現状があった。フィルターカバーの留め部分の破損、本体カバーの留め金である平ビスの脱落といった、一見して明らかな目視による点検項目の指摘も全くないということが得られた主な知見であります。仕様書にある簡易点検内容が、全くこれは履行されていない。報告がされていないわけですからね。完了報告書を見ても清掃の状況が正確につかめないし、清掃したのか、しなかったのかも分からない、そういう状況であったわけでありました。今、指摘しましたが、視察を行った学校のうち1校では、職員室の全熱交換器のフィルター清掃が長らく行われていなかった。恐らく改築したとき以来、一切やっていないだろうという様子でありましたけれども、その理由について伺います。また、改善の在り方を伺い

ます。

◎石井宏之 教育次長 フィルター清掃についての御質問でございますが、清掃に当たりましては、学校に対して事前に清掃箇所の調査を行い、それを基に仕様書を作成しておりますが、当該校におきましては全熱交換器の本体が天井裏に設置されており、教職員が確認することが困難であることから清掃対象外となったものと考えております。今後につきましては、全熱交換器の種類を例示するなど事前の調査の工夫を行うこと、フィルター清掃時に実際の機器の設置状況と事前調査の結果に差異がないかの事業者報告を仕様書に位置づけることなどについて検討してまいります。以上でございます。

◆織田勝久 委員 ちなみに、この職員室は31日に清掃していただけることになったそうなので、先生方の職場環境ですから、なるべく早めによろしくお願ひしたいと思います。今後、清掃業務の履行の実態をどのように正確に把握するのか伺います。仕様書の内容をどのように改善するのか、また、完了報告及び完了報告書をどのように改善するのか教育次長に伺います。

◎石井宏之 教育次長 清掃業務についての御質問でございますが、現在の仕様書におきましては、学校職員立会いの下で作業をすること、また、完了報告書の提出の際には作業中の写真を提出することなどを定めておりますが、今後は、全ての清掃箇所について作業前後の写真を撮影することや、目視による簡易点検の報告項目や様式を定めることなどについて検討し、適切に履行確認できるよう業務改善を図ってまいります。以上でございます。

◆織田勝久 委員 フィルター清掃の委託事業費の推移を見ると、過去3年間で毎年約2,000万円程度で推移しています。1校当たりになると約13万円ですから、人工代などを考えますと、手抜きでもしないと元が取れないような委託金額ではないかとも思われるんです。次期仕様書の見直しと併せて予定価格、下見積りの取り方の工夫が必要と考えます。教育委員会としての合理的な清掃金額の見積りの研究をするように求めておきます。

次に、財政局に伺います。業務委託においては入札落札価格が予定価格もしくは最低制限価格と一致したり、極めて近似値となる例が散見されます。予定価格が分かれば最低制限価格を8掛けとすることで簡単に分かるわけであります。清掃業務委託について行われる下見積りとは何か、また、その見積りルールについて伺います。また、どのような場合に下見積りが必要とされるのか、さらに、対象となるのは一般競争入札対象案件だけか伺います。

◎三富吉浩 財政局長 下見積りについての御質問でございますが、これは、予算執行の際の積算に当たり、業務内訳や仕様を精査する上で必要な場合に参考として業者から徴取しているものでございます。また、明文化したルールはございませんが、入札の方式にかかわらず、積算基準がなく、見積書を用いて積算する場合には、適正な市場価格を把握するために原則複数者から徴取しているものでございます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 業務委託契約案件は、財政局契約課所管と、それぞれの業務の所管課の案件と分かりますけれども、予算執行額を決める過程で下見積りを行った後の見積額の適正性について、財政局が財政局契約課所管以外の案件について、直接に見積対象事業者、例えば下見積金額で

の履行が本当にできるのかなど照会をかけることはあるのか、財政局長に伺います。

◎三富吉浩 財政局長 事業者への照会についての御質問でございますが、契約の所管や契約種別、手法等を問わず、財政局契約課から直接事業者へ照会をかけることはございません。以上でございます。

◆織田勝久 委員 所管課は、この下見積りの数値を一般的にどのように次期予定価格に反映させるのか伺います。また、財政局として望ましい下見積額の取扱方があれば伺っておきます。

◎三富吉浩 財政局長 下見積りの取扱いについての御質問でございますが、予定価格につきましては、案件の内訳や仕様、発注時期等を精査し、必要に応じて下見積りを徴取した上で積算し、設定しているところでございます。下見積りを用いて積算する場合には、複数者から見積書を徴取し、適正な市場価格を把握することが望ましいと考えております。以上でございます。

◆織田勝久 委員 今回の質問は、下見積金額がそのまま予定価格となっている懸念を問題としております。予算執行を行う上での大きな問題である懸念があります。財政局の契約課長名で建物清掃等の委託業務の積算についての通知が出されています。この中で、予算要求時の見積りについては予算ありきの見積り依頼ではなく、必要な経費を確保した見積り入手となるように調整することを求めています。そもそも積算根拠がない上に、調査維持管理経費の枠配の中での予算ですから、個別の業務委託の予算査定がなされていないことも、予定価格の決定についてあまり注目をされてこなかった大きな原因と考えています。予算執行の透明性、公平性を一層確保していく上で、現行の下見積りの在り方や査定の内

り方をはじめ、予算執行の在り方の見直しを強く求めておきます。引き続き経過を見てまいりたいと思います。

(3) グリーンボンドについて

次に参ります。グリーンボンドの発行について伺いたいと思います。5年の満期一括償還で50億円分の債券がグリーンボンド債として発行される予定です。環境改善効果や地球温暖化対策として、これからの積極的な活用を期待するものです。2021年度当初予算における起債発行予定額が全体で733億円です。このうち50億円とした理由について伺います。国債については5年国債で金利がマイナスになっていると伺いますが、金利の見込みについても伺います。

◎三富吉浩 財政局長 グリーンボンドについての御質問でございますが、これは、国際資本市場協会が定めるグリーンボンド原則に則した環境対策事業のための資金調達手段でございます。発行を予定しておりますグリーンボンドの充当先につきましては、今後、事業内容や環境改善効果などを勘案し、決定する予定でございますが、現在、橘処理センター整備事業などを想定し、これらの事業の財源となる市債額や、全国型市場公募債の発行に必要な金額等を勘案し、50億円程度としているところでございます。また、地方債の発行金利につきましては、その条件決定時点での同年限の国債を基準とする金利に、発行団体の市場評価等が反映された上乗せ金利、いわゆるスプレッドを加えたものでございます。具体的な発行金利につきましては、秋頃の発行を目指しておりますので、その時点における金利を見込むことは困難でございますが、今月の5日に条件決定いたしました、一般の5年満期の北海道債は0.01%となっておりますので、本市におきましても低利での発行が可能であるものと考えております。以上でございます。

◆織田勝久 委員 債券の使用目的は川崎市新本庁舎建築費用及び橘処理センターの建築費に充てられるとのこと。本市としての発行の目的とメリット、さらに、この2つの事業費を対象とした理由について伺います。

◎三富吉浩 財政局長 グリーンボンドについての御質問でございますが、本市が、このグリーンボンドを発行する目的とメリットにつきましては、本市自らが積極的に脱炭素の取組を推進する中で、投資家の資金を呼び込み、E S G投資を活性化させることで社会全体の関心を高めるなど、脱炭素社会の実現に向け、あらゆる主体と危機感を共有しながら環境分野における効果的な取組を推進できるところでございます。また、投資家の関心が高いことから、より多くの資金を呼び込むことが可能であるとともに、通常は本市の債券を購入しない投資家の参加も見込まれ、そうした投資家は債券を満期まで保有する可能性が高く、安定した保有者となり、継続的な購入が期待できるなど、川崎市債に対する投資家層の拡大につながるものと考えております。次に、その充当先でございますが、本市が積極的に脱炭素の取組を推進する中で、効率の高いバイオマス発電設備の導入など、脱炭素効果が高く、かつ、大きなP R効果が見込める事業を考えているところでございます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 投資家サイドから見てのメリットと、さらなる投資意欲を増嵩させるためのインセンティブの在り方について伺います。

◎三富吉浩 財政局長 投資家のメリット等についての御質問でございますが、同じ主体が発行する

債券であれば基本的に収益性やリスクに差がないため、収益性を保ちながら機関投資家も自ら社会貢献によるPR効果が期待できるところでございます。また、調達された資金が環境改善効果のある事業へ充当していることを発行体が管理、報告することとなりますので、これを通じまして投資家も環境改善に貢献できるところでございます。さらに、グリーンボンドなどのESG投資が長期的なビジネスの成長、収益性確保の観点からも、投資家にとって利点があるとされているところでございます。次に、さらなる投資意欲へのインセンティブでございますが、例えば、発行額以上の応募があった際の配分ルールの明確化による透明性の確保や、継続的な発行による投資機会の提供などが考えられます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 今回、グリーンボンドをいろいろと財政局長に御答弁いただきました。財政局長は、この3月で御定年ということでございます。思えば私が初めて議会に出た頃、ちょうど国の三位一体改革の中で国庫補助負担金の問題、それから、地方交付税等を端的に言えば削減する、その代わり、それぞれの自治体でしっかり起債を出すというような議論がなされていて、特に、本市におきましては地方公募債等、今までの国の許可から後で報告をすればいいという時期でありまして、地方債制度の大変革の時代だったと思います。その折に財政局長は当時課長にまだなられていなかったですかね。いろいろと起債の在り方について本当に勉強させていただいた、そういう思いがあります。局長もずっと資金課におられて、特に平成16年の川崎市民健康の森債、それから、平成18年度には川崎緑化推進債等、住民参加型の市場公募債、そういうものをしっかり手がけてこられた。そして、さらに今、市長も先頭で取り組んでおられますけれども、脱炭素社会を見据えた、まさに世界に先駆けた、その起債の在り方、市場公募の在り方、その先見性が市場関係者から評価されていることも聞いているわけであります。これからも、この起債運営の在り方、いろいろ議論があろうと思いますが、川崎市のこの起債運営の礎を築いていただいたのは、私も

う本当に三富局長だと思っております。これからもぜひ、また新しいステージで御活躍をいただきたいと思いますが、どうぞ川崎市政の行く末をしっかり見守っていただき、また適切適宜なアドバイスをいただきますように改めてお願いをしたいと思います。どうもお疲れさまでございました。

(4) 鷺沼駅周辺再編整備について

それから、最後になりますが、鷺沼駅前再整備についてちょっとお聞きしたいと思います。再開発事業については、未来志向の取組による施設計画や機能を検証し、新しい日常となるニューノーマルに対応したまちづくりを推進ということが示されました。そのような中、今後の宮前区においても将来的な少子高齢化や地球環境への配慮など様々な要因が想定され、区全体の未来を見据え、持続的な発展に向けたまちづくりが重要となるわけであります。今回の鷺沼駅周辺の再開発事業や、それを契機として様々な取組を進めることで、鷺沼駅周辺のみならず宮前区全体の20年後、30年後の未来をどう描いていくのか、具体的な取組と併せて地域の総合行政を担う宮前区長に伺います。

◎高橋哲也 宮前区長 宮前区の未来を見据えたまちづくりについての御質問でございますが、宮前区では歴史、文化、農、自然など区民が育んできた地域資源を生かした多彩な活動が、まちの発展と歩調を合わせ展開されてきたところでございます。こうした中、鷺沼駅周辺地区における再開発事業は地域生活拠点の形成に向けた重要な取組であり、現区役所等施設・用地の活用や、身近な地域の拠点としての向丘出張所の機能の検討など、区全体をより発展させる宮前区のミライづくりプロジェクトと位置づけ、全庁的な取組が進められているところでございます。また、このプロジェクトに加え、さらなる発展に寄与する大きな動きとして、横浜市営地下鉄ブルーラインの延伸や北部市場の再整備に向けた取組が進められており、こうした事業により、区の利便性や魅力が一層向上するものと期待の声が寄せられてい

るところでございます。こうした動きを発展の好機と捉え、未来を見据えたまちづくりに取り組むとともに、これまで区民の皆様が育んできた地域の魅力を大切に、誰もが愛着を持ち、暮らしやすいまちとなるよう取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 御答弁いただきました。区長におかれましても、この3月で御定年を迎えられるということでもあります。本当に区長として気軽に区内各所に出向いていただいて、多くの区民と対話を重ね、宮前区民の生活実感を肌感覚として把握をされていた姿勢に敬意を申し上げたいと思います。また、地域の総合行政を担う立場から、これまで宮前区民の生活拠点というものが未整備であったという課題、また、山坂が多い地形での移動の手段が十分確保されていない課題、また、区役所へのアプローチに課題があることなど、宮前区の将来へのまちづくりの課題について、区長には熱心に私の意見も聞いていただいたと感謝をいたしております。このことが地域生活拠点づくりとしての鷺沼駅前地区の再開発事業推進への、当該区長としてのリーダーシップにつながったとも私は勝手に理解しておりますけれども、これからもどうぞ、宮前区の末永い発展に向けて、また適宜アドバイス等をいただければありがたいと思います。本当にどうもお疲れさまでございました。

あと1問あったんですが、時間も足りませんので、まちづくり局長、すみません、割愛をさせていただきますが、ただ、今、改めて準備組合の計画修正が年内にはということでございますので、かねてから申し上げてきた課題について、特に駅前街区と北街区の地上での動線の一体性の確保や、ペDESTリアンデッキの導入等の議論について、また、職住近接のニーズに対応するワーキングスペースの確保等について、しっかり川崎市としても準備組合側にお伝えをいただき、少しでもその実現に向けて、まさに今申し上げました地域生活拠点としての内実が伴うような取組をお願いしておきたいと思います。以上で終わります。